○ インターネット異性紹介事業関係事務処理要領の制定について (通達)

平成20年12月1日生企甲達第719号、 少甲達第45号、生環甲達第29号 石川県警察本部長から関係所属長あて

改正 平成21年5月8日生企乙達第51号等 平成24年8月23日生企甲達第102号等 平成27年10月1日生企甲達第113号等 令和元年12月12日生企甲達第157号等

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第52号)の施行に伴い、別添のとおり「インターネット異性紹介事業関係事務処理要領」を制定したので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の行政手続要綱の制定について」(平成15年11月25日付少甲達第49号)は、廃止する。

インターネット異性紹介事業関係事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号。以下「法」という。)、同法施行規則(平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「施行規則」という。)、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。)に基づき、インターネット異性紹介事業に係る届出の審査、行政処分等の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

第2 インターネット異性紹介事業開始届出書等の受理及び進達

1 事業開始届出書の受理

施行規則第1条の規程により、インターネット異性紹介事業を行おうとする者 (以下「事業者」という。)から施行規則別記様式第1号の事業開始届出書の提 出を受けた場合は、次により受理するものとする。

- (1) 警察署長(以下「署長」という。)は、届出書及び添付書類が法及び施行規則 に定められた形式上の要件に適合するか否かを確認し、警察本部の許可等事務 を主管する課長(以下「許可等事務主管課長」という。)から受理番号の指定 を受け、届出書の所定欄に受理年月日及び受理番号を記載するものとする。
- (2) 許可等事務主管課長は、受理番号簿(別記様式第1号、第2号)を備え付け、 署長からの照会に応じて別表「インターネット異性紹介事業関係受理番号表」 に基づき受理番号を指定するものとする。(以下、事業廃止届出及び届出事項 変更届出についても同様とする。)
- (3) 署長は、事業者から法第7条の規定による届出を行った旨の証明を求められた場合は、当該届出書の写しを提示させ、該当欄に受理年月日、受理番号を記入し、余白に受付印を押して交付するものとする。
- 2 事業廃止届出書の受理

署長は、事業者から施行規則別記様式第2号の事業廃止届出書の提出を受けた場合は、当該届出書の記載内容を確認し、許可等事務主管課長から受理番号の指定を受け、届出書の所定欄に受理年月日及び受理番号を記載するものとする。

3 届出事項変更届出書の受理

署長は、事業者から施行規則別記様式第3号の届出事項変更届出書の提出を受けた場合は、当該届出書及び添付書類が法及び施行規則に定められた形式上の要件に適合するか否かを確認し、許可等事務主管課長から受理番号の指定を受け、届出書の所定欄に受理年月日及び受理番号を記載するものとする。

4 警察本部長への進達

署長は、受理した届出につき、第4、1により欠格事由の調査を行い、届出書の原本を「インターネット異性紹介事業関係届出書の進達について」(別記様式

第3号)に添付し、許可等事務主管課長を経由して警察本部長(以下「本部長」という。)に進達するものとする。

- 第3 届出書の保管及び台帳の備付け
 - 1 許可等事務主管課長による届出書の保管と台帳の備付け

許可等事務主管課長は、署長から進達を受けた届出書(添付書類を含む。)を 事業者ごとに編てつし、受理番号の順に保管するとともに、インターネット異性 紹介事業者台帳(別記様式第4号。以下「台帳」という。)を備え付け、変更の 都度整理し、県内の事業者の実態を把握するものとする。

2 署長による届出書の保管及び台帳の備え付け

署長は、本部長に申達する各種届出書の写しを作成して事業者ごとに編てつし、 受理番号の順に保管するとともに、台帳を備え付けて変更の都度整理し、管内の 事業者の実態を把握するものとする。

- 第4 事業者の監督措置に関する事務
 - 1 欠格事由の調査

署長は、事業開始届出書又は届出事項変更届出書を受理した場合は、インターネット異性紹介事業関係調査復命書(別記様第5号)に基づき、事業者が法第8条 各号に該当する者であるか否かを次の要領により判断し、欠格事由の有無に関する意見を付して、関係書類とともに本部長に進達するものとする。

- (1) 第1号関係(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者) 添付書類の市町村長の証明書により判断すること。
- (2) 第2号関係(禁錮以上の刑に処せられた等の経歴) 日本国籍を有する者については、本籍地の市区町村に対する照会の回答により、日本国籍を有しない者及び法人については、各地方検察庁に対する照会の回答により判断すること。
- (3) 第3号関係(命令違反歴) 許可等事務主管課長に対する照会の回答により判断すること。
- (4) 第4号関係(暴力団員等の該当) 暴力団担当部門に対する照会の回答により判断すること。
- (5) 第5号関係(心身故障) 誓約書の内容等により判断すること。
- (6) 第6号関係(未成年者該当)

添付書類の住民票及び法定代理人の許可書面等により成年に達しているか否か、未成年者であるが婚姻により成年とみなされる者であるか否か又はインターネット異性紹介事業を営むことに関し法定代理人の許可を受けている者であるか否かを判断し、法定代理人の許可を受けていない者については、添付書類の住民票のほか、その法定代理人について前記(1)から(5)の要領により判断すること。

- (7) 第7号関係(法人役員)
 - 全役員の欠格事由該当の有無を前記(1)から(5)の要領により判断すること。
- (8) 識別符号付与業務受託者の欠格事由該当の有無の判断 前記(1)から(7)の要領に準じて判断すること。
- 2 インターネット異性紹介事業の廃止命令

署長は、欠格事由の審査の結果、当該事業者が法第8条各号のいずれかに該当することが判明し、事業者が速やかに是正、回復の措置を執らないときは、インターネット異性紹介事業の廃止命令の上申をするものとする。

3 警告等の実施

署長は、事業者に法令違反行為が認められる場合、法令違反の内容に応じて警告等を行うか否かを少年福祉犯罪又は情報技術犯罪の主管課と協議し、警告等を行うことが適当と認めた場合は、当該事業者に対し、法令違反行為をしたと認められる旨を通知し、必要な措置を講じるよう警告等を行うものとする。

4 報告又は資料の提出要求

許可等事務主管課長は、法令の遵守状況を把握し、又は行政処分を行うに当たってどのような処分を行うべきかの判断に資するなど、必要に応じ、次の事項等について法第16条の規定に基づく報告又は資料の提出要求を行うものとする。

- (1) 報告を求める事項
 - ア 広告又は宣伝を行う際の児童による利用の禁止の明示の実施状況
 - イ 異性交際希望者が児童でないことの確認方法
 - ウ 禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報の公衆閲覧防止措置の実施状況
- (2) 資料の提出を求める事項
 - ア 過去に行った広告又は宣伝に係る児童による利用の禁止の明示状況に関する資料
 - イ 過去に禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報について公衆閲覧防止措 置をとった際の記録

第5 行政処分

- 1 署長は、事業者に対して、次に掲げる処分を要すると認めたときは、インターネット異性紹介事業者行政処分上申書(別記様式第6号)に関係者の供述録取書 又は法第8条の欠格事由に該当する旨の調査書類その他行政処分を必要とする事 実を疎明する資料を添えて、本部長に上申するものとする。
- (1) 法第13条の規定による指示(以下「指示」という。)
- (2) 法第14条第1項の規定による事業の停止命令(以下「停止命令」という。)
- (3) 法第14条第2項の規定による事業の廃止命令(以下「廃止命令」という。)
- 2 指示をするときは、次により行政手続法第13条第1項第2号に基づく弁明の機 会の付与を行うものとする。
 - (1) 許可等事務主管課長は、署長から指示の上申を受けた場合は、少年福祉犯罪

及び情報技術犯罪の主管課と協議の上、その内容を審査し、指示の必要がある と認めた場合は、聴聞規則第20条に規定する弁明通知書を作成し、当該署長に 送付するものとする。

- (2) 署長は、許可等事務主管課長から弁明通知書の送付を受けた場合は、当該弁明通知書の「弁明書の提出期限」欄に交付日から7日間以上の期間をおいた日を指定して記入し、被処分者に交付するとともに受領書(別記様式第7号)を徴して許可等事務主管課長に送付するものとする。ただし、被処分者が口頭で弁明することを希望したときは、弁明通知書の「備考」欄に「口頭による弁明を認める」旨及び口頭による弁明を行う日時及び場所(原則として当該警察署)を指定し、当該日時及び場所に出頭を指示する旨を記載して交付すること。
- (3) 署長は、弁明通知書に基づき、被処分者が弁明書を提出した場合は、内容を確認の上、収受件名簿に登載して受理日を明確にしておくとともに、原本を許可等事務主管課長に送付すること。
- (4) 署長は、口頭による弁明を認めた場合で、弁明通知書に基づき出頭したときは、当該事務を担当する警部補又は係長相当職以上の警察職員に弁明調書を作成させ、その原本を許可等事務主管課長に送付すること。
- (5) 署長は、被処分者から提出(出頭)期限までに応答がなかった場合は、その旨を書面で許可等事務主管課長に報告すること。
- 3 停止又は廃止命令をするときは、次により行政手続法第13条第1項第1号に基づく聴聞の手続きを行うものとする。
- (1) 許可等事務主管課長は、署長から停止又は廃止命令の上申を受けた場合は、 少年福祉犯罪及び情報技術犯罪の主管課長と協議の上、その内容を審査し、事 業の停止又は廃止命令を行う必要があると認めた場合は、聴聞規則第8条に規 定する聴聞通知書を作成し、当該署長に送付するものとする。
- (2) 署長は、許可等事務主管課長から聴聞通知書の送付を受けた場合は、当該聴聞通知書を被処分者に交付するとともに受領書を徴して許可等事務主管課長に送付するものとする。

第6 他の公安委員会への通報等

- 1 許可等事務主管課長は、指示又は停止命令をしようとする場合において、当該 事業者がその事業の本拠となる事務所を他の公安委員会管轄区域内に変更してい たときは、既に当該処分に係る弁明又は聴聞が終了している場合を除き、速やか に変更先の都道府県公安員会に施行規則別記様式第6号の処分移送通知書を送付 するものとする。
- 2 許可等事務主管課長は、事業開始届出書又は届出事項変更届出書を受理した場合及び行政処分をした場合は、当該事業者の氏名又は名称、住所、当該事業を示すものとして使用する呼称、事業の本拠となる事務所の所在地、届出受理番号等を施行規則第11条第1項の規定により国家公安委員会へ報告するものとする。

- 3 許可等事務主管課長は、事業者が指示又は停止命令の事由となる法令違反行為 又は行政処分違反をしたと認めるときは、当該違反行為等が行われた時における 事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会に対し、当該事業者の氏名又は名 称、住所、当該事業を示すものとして使用する呼称、事業の本拠となる事務所の 所在地、届出受理番号等を施行規則第11条第2項の規定により通報するものとす る。
- 第7 登録誘引情報提供機関に対する情報提供

許可等事務主管課長は、登録誘引情報提供機関からインターネット異性紹介事業者に係る情報を求められた場合は、誘引情報提供業務を適正に行うための必要性が認められる範囲で次の事項について情報を提供するものとする。

- 1 通常の提供事項
- (1) 事業者の氏名又は名称
- (2) 当該事業を示すものとして使用する呼称及び連絡先
- 2 郵便等による事業者への通知を予定している場合の提供事項
- (1) 事業の本拠となる事務所の所在地
- (2) 事業者の住所

附則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

- この要領は、平成21年5月8日から施行する。 附 則
- この要領は、平成24年8月23日から施行する。 附 則
- この要領は、平成27年10月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和元年12月14日から施行する。

別表(第2関係)

インターネット異性紹介事業関係届出受理番号表

種別	受理番号	·指定方法	記載例
事業開始届出書	51- ○○-△△	△△△-☆☆☆ (11 桁)	平成20年12月中に県下初の事業 開始届出書に指定する受理番号 51-08-000 <u>1</u> - <u>0 0 0</u>
事業廃止届出書	同	上	平成20年12月中に県下初の事業開始届出書を提出した事業者からの事業廃止届出書に指定する受理番号 51-08-0001-999
届出事項変更届出書	同	上	平成20年12月中に県下初の事業開始届出書を提出した事業者の3回目の届出事項変更届出書に指定する受理番号 51-08-0001-003

記号の意味

51・・・・県コード番号

○○・・・・事業開始届出を受理した西暦年の下 2 桁 ┣ 開始届出により決定(不変)

△△△△・・本県の一連番号(4 桁使用)

☆☆☆・・事業開始届出書の場合は「000」、廃止届出書の場合は「999」、変 更届出書の場合は事業者ごとの変更届出回数を 3 桁 (001 から順次) を指 定する。

別記様式第1

インターネット異性紹介事業開始届出受理番号簿

受理年月日		開始届出	受理番号	事業者氏名又は名称	受理警察署
	51-	-	-		警察署
	51-	-	-		警察署 警察署 警察署
	51-	-	-		警察署
	51-	-	_		警察署
	51-	-	_		警察署
	51-	-	-		警察署 警察署
	51-	-	_		警察署
	51-	-	_		警察署
	51-	-	_		警察署
	51-	-	_		警察署
	51-	-	-		警察署
	51-	-	_		警察署
	51-	-	_		警察署
	51-	-	_		警察署
	51-	-	_		警察署
	51-	-	_		警察署
	51-	_	_		警察署

備考: 受理番号の先頭2桁は県コード、次の2桁は西暦年の下2桁、次の4桁は県の一連番号、末尾の 3桁は開始届の場合は000、変更の場合は1から順次変更回数を付し、廃止の場合は999を付すこと。

別記様式第2

インターネット異性紹介事業届出事項変更届出・廃止届出受理番号簿 (事業者名)

(尹本省石			/		
受理年月日	届出事項変更	•廃止届出受理番号	変更(廃止)事項	備	考
	51	-			
	51	_			
	51	-			
	51	_			
	51	_			
	51	-			
	51	_			
	51	_			
	51	-			
	51	_			
	51	-			
	51	-			
	51	-			
	51	_			
	51	_			

備考: 受理番号の先頭2桁は県コード、次の2桁は西暦年の下2桁、次の4桁は県の一連番号、末尾の 3桁は開始届の場合は000、変更の場合は1から順次変更回数を付し、廃止の場合は999を付すこと。

別記	様式第	3号	(第2	関係)
7J.J H.D.	コかみしろう	_ · ,	(2)1	121 211

 第
 号

 年
 月

 日

石川県警察本部長殿

警察署長

インターネット異性紹介事業関係届出書の進達について

届出者

住 所

氏 名

又は名称

上記の者より届出のあった

- □ インターネット異性紹介事業開始届出書
- □ インターネット異性紹介事業届出事項変更届出書
- □ インターネット異性紹介事業廃止届出書

について、次のとおり関係書類を添えて進達する。

記

- 1 書類目録
- 2 署長意見

その1

			マノーイン「異性相対事業自自依
受理	1年月日		年 月 日
受理	警察署		
受耳	里番号		
氏名	:(法人		
は名	称及び		
代表	者名)		
住	所		
			電話 (
広告	宣伝をす	-る場	1
合に	使用する	呼称	2
異性	上交 際 希	望者	□運転免許証その他年齢、生年月日を証する書面の提示、当該書面の写
が児	見童でな	いこ	しの送付又は画像の電磁的送信を受けてその都度確認する方法。(1号)
との	確認方法	去	□クレジットカードを使用する方法その他の児童が通常利用できない方
(法第	11 条に基っ	ざく 施行	法により料金を支払う旨の同意を受けて確認する方法(2 号)
規則貨	育5条の確認	方法)	□ あらかじめ前記 1,2 号いずれかの方法により児童でないことを確認し
			た異性交際希望者に識別符号を付し、以降の利用の際に当該識別符号
			の送信を受けて確認する方法(3 号)
			□送信を受けた識別符号を識別符号付与業務受託事業者に照会す
			ることにより確認する方法(4号)
送信	元識別名	许号	
識別]符号付-	与業務	るの委託の有無 □有り □無し □無し □無し □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
識	氏名又は	名称	住所
別	及び住	所	名称
符	(法人	代 表	氏名
号	者氏名)	法人代表者氏名
付	識別符号	导付与	住所
与	業務従	業者	氏名
業	(法人の	場合)	住所
務			氏名
受			住所
託			氏名
者			(書ききれない場合は別紙を添付すること。)
備		考	

	年	月	日		変	更	事	項	
亦									
変更届受理									
届									
受									
埋 									
「役員表」に記載する。(法人の役員については									
役人									
■員の									
→ 衣 佼									
にに									
記つ									
載い									
すて									
317									
$\overline{}$									

事業廃止届出	年	月	月 届出	
7 /14/20 — /EI —	'	, ,	· · / 🖽 🦳	

役 員 表 (事業者名

	仅	昗	1	()
届出年月日	氏	名	住	所	備	考
	17	4	<u> </u>	. 171	I)/FI	77
<u> </u>					<u> </u>	
					1	
 			1		1	
			1		1	
					<u> </u>	
			1			
					1	
			1		1	
			1		1	
<u> </u>			1		1	

署	副次	刑事	課	係	主	
長	署長長	事官	長	長	任	

(決裁日 年 月 日)

インターネット異性紹介事業関係調査復命書

係の欠格事由調査結果に対する意見	
警察署長	年 月 日
警視	課係
展	
事 住所、氏名又は名称 業 (法人は代表者) 者 生年月日、年齢	年 月 日生(歳)
上記の者に対する標記の調査結果	具は、次のとおりです。
調査事項	調
① 届出書及び添付書類の形式的 要件は具備しているか。 (施行規則第1条第3項)	□適(裏面「届出書形式的要件調査書」のとおり) □否(裏面「届出書形式的要件調査書」のとおり)
② 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者に該当しないか。 (法人は全役員)	□適(市町村長証明書確認) □否(理由は別途報告)
③ 禁錮以上の刑に処せられ又は この法律、児童福祉法、児童買 春処罰法違反で罰金刑に処せら れ、5年を経過しない者でない か。(法人は全役員)	□適(欠格事由不該当誓約書、前科・身上照会 回答確認) □否(理由は別途報告)
④ 最近5年間に事業の停止又は 廃止の命令違反をした者でない か。(法人は全役員)	□適(行政処分歴照会、前科・身上照会回答確認) □否(理由は別途報告)
⑤ 暴力団員又は暴力団員でなく なった日から5年を経過しない 者でないか。(法人は全役員)	□適(暴力団担当部門への照会結果確認) □否(理由は別途報告)
⑥ 心身の故障によりインターネット異性紹介事業を適性に行うことができない者として国家公安委員会規則で定める者に該当しないか。	□適(誓約書の内容等により確認) □否(理由は別途報告)
⑦ 未成年者でないか。 (法人役員に児童はいないか。)	□適(住民票(外登票)写し確認) □否(理由は別途報告)
⑧ 識別符号付与業務受託者に欠格事由該当者はいないか。 (ただし、事業者の欠格事由には該当しないことに注意すること。)	□適 (識別符号付与業務受託者の添付書類確認) □否 (理由は別途報告)

(注)「確認資料番号」欄には、「適・否」の判断をする根拠となった資料番号を付し、当該資料には 当該資料番号を付した付箋等を貼付して、決裁時に幹部が効率的に資料を確認できるようにする こと。

届 出 書 形 式 的 要 件 調 査 書

所在地	_										
届出日 事業開始日より以前に届出がなされているか。 届出にび要な書類 (①事業開始届出書 適・ ②住民票の写し 適・ ③整約書(法第8条第1号〜第6号に該当しないことを誓約する書面) 適・ ③変約書(法第8条第1号〜第6号に該当しないことを誓約する書面) 適・ ⑤波信元識別符号の使用権限疎明資料 適・ ①事業開始届出書 適・ ②定款の謄本及び登記事項証明書 適・ ⑥没員全員に係る自民票の写し 適・ ⑥没自全員に係る自民票の写し 適・ ⑥没自全員に係る身分証明書 適・ ⑤没自全員に係る自民票の写し 適・ ⑥没自全員に係ると問票の写し 適・ ⑥没自全員に係ると問票の答料 適・ ②法定代理人の託可のあるもの 意・ 大法定代理人の許可のあるもの 意・ 「法定代理人の許可のあるもの 意・ ②注定代理人の許可のあるもの 意・ 「法定代理人の許可のあるもの 意・ 「会」に任理人の許可のあるもの 意・ 「会」に任理人の許可のないもの 適・ 「会」に任理人の許可のないもの 適・ 「会」に任理人の許可のないもの 適・ 「会」に任理人の許可のないもの 適・ 「会」に任理人の許可のないもの 適・ 「会」に任理人の許可のないもの 適・ 「会」に任民票の写し 適・ 「会」に任民票の写し 適・ ②を定して理人に係る 第一 「会」に任民票のでし 適・ ②を受か証明書 適・ ①定款の謄本及び登記事項証明書 適・ ①定款の形本及び登記事項証明書 適・ ①定款の形本及び登記事項証明書 適・ ②役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る住民票の写し 適・ ③役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る自に係る事を第一 ⑤役員及び識別符号付与業務従事者全員に係るを信息のに、解案、大麻、あへ人又は覚せ 適・ ⑥役員及び識別符号付与業務従事者全員に係るを言い に、解案、大麻、あへ人又は覚せ 適・			·····································								
田 に 必 要 な 書 類 適 ・ ②住民票の写し 適 ・ ③ 警約書 (法第8条第1号〜第6号に該当しないことを誓約する書面) 適 ・ ④身分証明書 ③ 透信元識別符号の使用権限疎明資料 適 ・ ①事業開始届出書 適 ・ ②定熱の謄本及び登記事項証明書 適 ・ ③後員全員に係る住民票の写し 適 ・ ③後員全員に係る自民票の写し 適 ・ ④後員全員に係る事書 (法第8条第7号イに該当しないことを誓約する書面) 適 ・ ⑥送信元識別符号の使用権限疎明資料 適 ・ ⑤後信息に係る誓約書 (法第8条第7号イに該当しないことを誓約する書面) 適 ・ ⑥ 送定代理人の許可のあるもの 未 成 ②事業に関し法定代理人の氏名及び住所を記載した書面 適 ・ ②とま定代理人の許可のないもの ① 被相続人の氏名、住所及び事務所の所在地を記載した書面 適 ・ ②と注定代理人の許可のないもの ① 被相続人の氏名、住所及び事務所の所在地を記載した書面 適 ・ ② 投達定代理人に係る 1 住民票の写し 道 ・ 1 直等の書明書 道 ・ 1 直接票の写し 適 ・ ② 身分証明書 適 ・ ② 身分証明書 適 ・ ② 身分証明書 適 ・ ③ 警約書 (規則第5条第2項第1号イ〜へに該当しないことを誓約する書面) 適 ・ ③ で熱の謄本及び登記事項証明書 道 ・ ② 役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る住民票の写し 適 ・ ③ 役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る信民票の写し 適 ・ 3 役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る信民票の写し 適 ・ 3 役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る管約書 (規則第5条第2項第1号イ〜へに			事業の本拠となる事務所(住居)の所在地が管轄内であるか。	適	•	否					
①事業開始届出書 適 ・ ②住民票の写し 適 ・ ③ 整約書 (法第8条第1号~第6号に該当しないことを誓約する書面) 適 ・ ④ の身分証明書 適 ・ ① 多分証明書 適 ・ ① 事業開始届出書 適 ・ ②定款の階本及び登記事項証明書 適 ・ ③ 役員全員に係る自民票の写し 適 ・ ③ 役員全員に係る自民票の写し 適 ・ ⑤ 役員全員に係る自民票の写し 適 ・ ⑥ 返信元識別符号の使用権限球明資料 適 ・ ⑤ 役員全員に係る事務書 送第8条第7号イに該当しないことを誓約する書面) 適 ・ ⑥ 返信元識別符号の使用権限球明資料 適 ・ ⑥ 返信元識別符号の使用権限球明資料 適 ・ ○ ② 支定代理人の許可のあるもの 本定代理人の許可のあるもの ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	出	目	事業開始日より以前に届出がなされているか。	適	•	否					
個 ②住民票の写し 適 ・			届 出 に 必 要 な 書 類								
3 1 3 1 1 1 1 1 1 1			①事業開始届出書	適	•	否否					
本学学院の 1		個	②住民票の写し								
③送信元識別符号の使用権限疎明資料			③誓約書(法第8条第1号~第6号に該当しないことを誓約する書面)		•	否					
古書 1		人	④身分証明書		•	否					
法 ②定款の謄本及び登記事項証明書 ③役員全員に係る住民票の写し ④役員全員に係る身分証明書 ⑤後員全員に係る書約書(法第8条第7号イに該当しないことを誓約する書面) ⑥送信元識別符号の使用権限疎明資料 ◇法定代理人の許可のあるもの ①法定代理人の氏名及び住所を記載した書面 ②事業に関し法定代理人の許可を受けていることを証する書面 ・ ②法定代理人の許可のないもの の の 被相続人の氏名、任所及び事務所の所在地を記載した書面 ②法定代理人に係る ・ 1 住民票の写し ・ 1 資約書(法第8条第1号~第6号に該当しないことを誓約する書面)					•	<u>否</u> <u>否</u>					
3役員全員に係る住民票の写し 適 ・ ①役員全員に係る身分証明書 適 ・ ③役員全員に係る勢分証明書 適 ・ ⑥後信元識別符号の使用権限疎明資料 適 ・ ②法定代理人の許可のあもの ①法定代理人の許可のあもの ①法定代理人の許可のないもの ①法定代理人の許可のないもの ①被相続人の氏名、住所及び事務所の所在地を記載した書面 適 ・ ②法定代理人の許可のないもの ①被相続人の氏名、住所及び事務所の所在地を記載した書面 適 ・ ②法定代理人に係る i 住民票の写し 適 ・ 』 ii 誓約書 (法第8条第1号~第6号に該当しないことを誓約する書面) 適 ・ ② ii 身分証明書 適 ・ ② j分証明書 適 ・ ② j公証明書 適 ・ ② j公証明書 適 ・ ② j公証別符号付与業務従事者全員に係る住民票の写し 適 ・ ③ で表別で表別が得り付与業務従事者全員に係る皆約書 (規則第5条第2項第1号イ~へに ja ・ 3役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る皆約書 (規則第5条第2項第1号イ~へに ja ・ 3役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る下ルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ 適 ・ 3役員及び識別符号付与業務従事者全員に係るアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ 適 ・ 3役員ないませば ja ・			①事業開始届出書	適	•	否					
本		法	②定款の謄本及び登記事項証明書		•	否否					
1			③役員全員に係る住民票の写し	適	•	否					
書		人	④役員全員に係る身分証明書	適	•	否					
☆法定代理人の託名及び住所を記載した書面 適 ・ ②事業に関し法定代理人の許可を受けていることを証する書面 適 ・ ②法定代理人の許可のないもの ①被相続人の氏名、住所及び事務所の所在地を記載した書面 適 ・ ②法定代理人に係る 〕 (住民票の写し 適 ・ 道 ・ 道 ・ 道 ・ 道 ・ 道 ・ 道 ・ 道 ・ 道 ・ 道 ・			⑤役員全員に係る誓約書(法第8条第7号イに該当しないことを誓約する書面)	適	•	否					
未			⑥送信元識別符号の使用権限疎明資料	適	•	否					
成 ②事業に関し法定代理人の許可を受けていることを証する書面 適 ・			◇法定代理人の許可のあるもの								
年 ○法定代理人の許可のないもの ①被相続人の氏名、住所及び事務所の所在地を記載した書面 適・ ②法定代理人に係る i 住民票の写し 適・ ii 誓約書 (法第8条第1号~第6号に該当しないことを誓約する書面) 適・ iii 身分証明書 適・ ②身分証明書 適・ ②を書約書 (規則第5条第2項第1号イ~へに該当しないことを誓約する書面) 適・ ①定款の謄本及び登記事項証明書 適・ ③定款の謄本及び登記事項証明書 適・ ③役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る住民票の写し 適・ ③役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る宇約書 (規則第5条第2項第1号イ~へに 適・ 該当しないことを誓約する書面) 。 ⑤役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る字の事 (規則第5条第2項第1号イ~へに 適・ を表 しないことを誓約する書面) 。 ⑤役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る字の事 (規則第5条第2項第1号イ~へに 適・ を表 しないことを誓約する書面) 。 ⑥役員及び識別符号付与業務従事者全員に係るアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ 適・		未	①法定代理人の氏名及び住所を記載した書面	適	•	否					
の ①被相続人の氏名、住所及び事務所の所在地を記載した書面 適 ・ ②法定代理人に係る i 住民票の写し 適 ・ ii 誓約書 (法第8条第1号~第6号に該当しないことを誓約する書面) 適 ・ iii 身分証明書 適 ・ ②身分証明書 適 ・ ③誓約書 (規則第5条第2項第1号イ~へに該当しないことを誓約する書面) 適 ・ ④アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤中毒者でない旨の医師の診断書 適 ・ ①定款の謄本及び登記事項証明書 適 ・ ③役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る住民票の写し 適 ・ 3役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る事効証明書 適 ・ 3役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る事効証明第5条第2項第1号イ~へに 適 ・ 該当しないことを誓約する書面) ⑤役員及び識別符号付与業務従事者全員に係るアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ 適 ・ 3役員及び識別符号付与業務従事者全員に係るアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ 適 ・ 3役員及び識別符号付与業務従事者全員に係るアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ 適 ・ 3役員及び職別符号付与業務従事者全員に係るアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ 適 ・ 3役員及び職別符号付与業務従事者全員に係るアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ 適 ・ 3役員なび職別符号付与業務従事者全員に係るアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ 1000~1000~1000~1000~1000~1000~1000~100		成	②事業に関し法定代理人の許可を受けていることを証する書面	適	•	否					
の ①被相続人の氏名、住所及び事務所の所在地を記載した書面 適 ・ ②法定代理人に係る i 住民票の写し 適 ・ ii 誓約書 (法第8条第1号~第6号に該当しないことを誓約する書面) 適 ・ iii 身分証明書 適 ・ ②身分証明書 適 ・ ③誓約書 (規則第5条第2項第1号イ~へに該当しないことを誓約する書面) 適 ・ ④アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤中毒者でない旨の医師の診断書 適 ・ ①定款の謄本及び登記事項証明書 適 ・ ③役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る住民票の写し 適 ・ 3役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る事務書 (規則第5条第2項第1号イ~へに 適 ・ 該当しないことを誓約する書面) ⑤役員及び識別符号付与業務従事者全員に係るを認力を認力を表示して 適 ・ 該当しないことを誓約する書面) ⑤役員及び識別符号付与業務従事者全員に係るでルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ 適 ・ ののでは、		年	◇法定代理人の許可のないもの								
業		0		適	•	否					
者 ii. 誓約書 (法第8条第1号〜第6号に該当しないことを誓約する書面) 適 ・ iii. 自分証明書 適 ・ ②身分証明書 適 ・ ②身分証明書 適 ・ ②身分証明書 適 ・ ③誓約書 (規則第5条第2項第1号イ〜へに該当しないことを誓約する書面) 適 ・ ④アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤中毒者でない旨の医師の診断書 適 ・ ①定款の謄本及び登記事項証明書 適 ・ ②役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る住民票の写し 適 ・ 3役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る身分証明書 適 ・ 3役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る字が記明第5条第2項第1号イ〜へに 該当しないことを誓約する書面) ⑤役員及び識別符号付与業務従事者全員に係るアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ 適 ・		事									
者 ii 誓約書 (法第8条第1号〜第6号に該当しないことを誓約する書面) 適 ・ iii 身分証明書 適 ・ ②身分証明書 適 ・ ②身分証明書 適 ・ ②身分証明書 適 ・ ③誓約書 (規則第5条第2項第1号イ〜へに該当しないことを誓約する書面) 適 ・ ④アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤中毒者でない旨の医師の診断書 適 ・ ①定款の謄本及び登記事項証明書 適 ・ 3役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る住民票の写し 適 ・ 3役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る身分証明書 適 ・ 3役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る字が記明第 適 ・ 3役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る字が記明第 5条第2項第1号イ〜へに		業	i 住民票の写し	適	•	否					
類 iii 身分証明書 適 ・			ii 誓約書(法第8条第1号~第6号に該当しないことを誓約する書面)	適	•	否					
別 (2) 第分証明書 (週) (3) 1 1 1 2 2 2 2 1 3 2	頁		iii身分証明書	適	•	否					
符 人 ③誓約書 (規則第5条第2項第1号イ~へに該当しないことを誓約する書面) 適 ・ ④アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤中毒者でない旨の医師の診断書 適 ・ ①定款の謄本及び登記事項証明書 適 ・ ②役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る住民票の写し 適 ・ ③役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る身分証明書 適 ・			個(①住民票の写し	適	•	否					
母アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤中毒者でない旨の医師の診断書 適・ ①定款の謄本及び登記事項証明書 適・ 多 法 ②役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る住民票の写し 適・ ③役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る身分証明書 適・ る (金役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る誓約書(規則第5条第2項第1号イ~へに 適・ 該当しないことを誓約する書面) ⑤役員及び識別符号付与業務従事者全員に係るアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ 適・		別	②身分証明書	適	•	否					
母 (4アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤中毒者でない旨の医師の診断書 適・ ①定款の謄本及び登記事項証明書 適・ ②役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る住民票の写し 適・ ③役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る身分証明書 適・ 3 役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る誓約書(規則第5条第2項第1号イ~へに 適・ 該当しないことを誓約する書面) ⑤役員及び識別符号付与業務従事者全員に係るアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ 適・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		符	人 ③誓約書 (規則第5条第2項第1号イ~へに該当しないことを誓約する書面)	適	•	否					
付 ①定款の謄本及び登記事項証明書 適 ・ ・ ・ ・ ・ ②役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る住民票の写し 適 ・ ③役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る身分証明書 適 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		号	④アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤中毒者でない旨の医師の診断書		•	否					
務 ③役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る身分証明書 適 ・ ④役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る誓約書(規則第5条第2項第1号イ~へに 適 ・ 該当しないことを誓約する書面) ⑤役員及び識別符号付与業務従事者全員に係るアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ 適 ・		付	①定款の謄本及び登記事項証明書	適	•	否					
委 人 ④役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る誓約書(規則第5条第2項第1号イ~へに 適 ・ 該当しないことを誓約する書面) ⑤役員及び識別符号付与業務従事者全員に係るアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ 適 ・					•	否					
委 人 ④役員及び識別符号付与業務従事者全員に係る誓約書(規則第5条第2項第1号イ~へに 適 ・ 該当しないことを誓約する書面) ⑤役員及び識別符号付与業務従事者全員に係るアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ 適 ・				適	•	否					
		委		適	•	否					
先 ⑤役員及び識別符号付与業務従事者全員に係るアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せ 適 ・						•					
		先		適	•	否					
			い剤中毒者でない旨の医師の診断書								

別記様式第6号(第5関係)

					第年	月	号日				
不	石川県警察本部長 殿 警察署長										
		インターネ 	ット異性紹介事業者	行政処分上申書							
	本籍、住所、 氏名・生年月 日、(法人の場 合は名称、所 在地、代表者 の氏名)										
者	事業開始届出	受理番号									
	• //• //•		公安委員会の名称			公安	委員会				
処分 理目	分を必要とする 由										
適	用法条										
処	分上の意見										
そ(の他参考事項										

別記様式第7号(第5関係)

石川県公安委員会	殿	年 月 日
	(住所) (氏名)	印
	受 領 書	
□ 行政処分決定書 ただし、 年	石川県公安委員会指令第 月 日の聴聞により決定し	
□ 指示書	石川県公安委員会指令第	号
□ 弁明通知書	石公第 号	
上記のとおり受領しまし	た。	

備考:受領書面を□に ▼ を入れて特定すること。